

1. インドネシアにおけるイスラム法裁判所

(1) 独立前

イスラム法裁判所はジャワ島・マドゥラ島および南スラヴェシの一部に存在
オランダのイスラム裁判所政策

①19世紀末～20世紀初め：

宗教裁判所(Priestraad, Raad agamaなど)でのイスラム法適用を認める(東インドのムスリムは全体としてイスラム法を継受しているとの理解) [Basiq, 16]

②1930年代以降：

住民に適用される法：「イスラム法準則は、それが土着の慣習に継受された限りにおいて法的強制力を持つ」→アダット(慣習法)法学派(特にSnouk Hurgronje)の「継受理論」による。
婚姻法のみが慣習として受容されている→1937年法律116号：イスラム法裁判所は相続事件に管轄権を有しない。これらの管轄権はLandraad(原住民裁判所)へ。[Basiq, 18-19]

(2) 独立後～旧体制(1945年～1965年)

1957年政府規則45号：

ジャワ・マドゥラ・南スラヴェシ以外の地域に宗教裁判所を設置(名称をpengadilan agamaに統一)
事項管轄権(4条1項)→家族関係、相続関係、寄進など¹

→ジャワ・マドゥラ・南スラヴェシの既存宗教裁判所と新設宗教裁判所で、管轄権の相違が生まれる。

(3) 新体制でのイスラム法およびイスラム法裁判所(1965年～1998年)

①イスラムに対するスハルト体制の政策

政治的ムスリムの弾圧

Cammack (1997)は、スハルト体制の制定したイスラム法適用に関する一連の法令(婚姻法、宗教裁判所法、イスラム法集成)を国家によるイスラムの取り込みとして理解する→国家がイスラム法の権威的解釈者となることを目指す²

②婚姻法(1974年法律1号)

法律の主な内容：

¹家族関係に該当するものとして、結婚nikah、宣言離婚thalaq、復縁rudju、裁判離婚fasach、夫の扶養義務nafakah、婚資maskawin(mahar)、住居tempat kediaman(maskan)、有期婚mut'ah、監護権hadhanah。相続・寄進関係に該当するものとして、相続perkara waris-mal-warils、寄進waqaf、贈与hibah、慈善sadaqah、寄進財団baitul mal。

²「その背後には、25年間にわたるイスラム法に対する新体制政策の注目すべき継続性がある。1970年代には、政府内の有力者は、イスラム裁判所を弱体化または廃棄し、そしてイスラム教義を周縁化することが政治的に有利であると考えていた。1980年代終わりになると、変化した政治的文脈のため、イスラム法機関に対する体制の態度が変わり始めた。イスラム法の範囲を限定し、イスラム裁判所の権限をそぐのではなく、別の権力グループは、宗教裁判所に公民権を与え、イスラム教義を実行し始めた。公的なイスラムに対する政府の態度は一見すると逆転したが、インドネシア家族法に対する統制を獲得するという基本的目標は変わっていない。イスラムと対決するより利用するという政策により、政府はイスラム裁判所に対するより大きな影響力を主張し、明示的に、インドネシア・イスラム法伝統Indonesian Islamic legal traditionの権威的解釈者としての地位を確立した。立法の権威を巡ってイスラムと争うよりも、政府はイスラム法を宣言する権限を手に入れようとした。イスラムを倒すよりも、体制はそれを乗っ取ることを決断した。」[Cammack 1997, 167-168]

「婚姻は当事者の宗教法に則って行われた場合に有効とする」(2条1項)→イスラム法の国家法としての承認・継受理論の終わりとして捉えられる³

婚姻の民事登録・離婚および複婚への裁判所の承認

婚姻法へのムスリムと政府の異なった見方[Cammack 1997, 157]

「多くのムスリムは、…インドネシア法としてのイスラム準則がはじめて公的に承認され、また、憎むべき受容理論の終わりとして歓迎した。より極端な見解によると、婚姻に関するイスラムの教義全体が国家法に移入されたと解釈された」

「他方、最高裁と宗教省は、イスラム教義よりも同法の実体規定を強調する全く違う婚姻法解釈を宣伝した。…この解釈によると婚姻要件としての登録および離婚・複婚への裁判所の承認を含め、インドネシア人ムスリムの婚姻法に、この法律は重要な変化をもたらした」

家族問題への国家介入[小林, 239]

「私的問題とされてきた家族問題を国家の管理下に置くことを目的としている。…『開発と政治的安定』を最優先したスハルト体制の社会建設における家族の理念、社会統制の目的がきわめて明確な法律⁴」

③宗教裁判所法(1989年法律7号)

法律の主な内容:

宗教裁判所管轄権の統一(第49条1項)→婚姻、イスラム法に基づき行われた相続、遺言および贈与、寄進wakafおよび慈善shadakah(ジャワ・マドゥラおよび南カリマンタンの宗教裁判所にとっては管轄権の拡大。ただし、実情を追認したに過ぎない)。

他方、相続事件について当事者は宗教裁判所か通常裁判所を選択できる(一般注釈第2段)。

財政・人事・組織を宗教省(5条2項)、法技術的事項を最高裁の監督(5条1項)とする。

→宗教事件の最終審として最高裁判所が位置する

宗教裁判所判事を公務員とする(13条1項f)

判事任官のための学歴要件→シャリア学士またはシャリア専攻の法学士(第13条1項g)

タラーク離婚(夫による一方的離婚宣言)の取り扱い[Cammack 1997, 162-163]

婚姻法草案ではタラーク離婚を廃止することとなっていた。→イスラム組織から反対

成立した婚姻法の文言→婚姻の終了原因として「死亡、離婚または裁判所の決定」→実際には裁判所がタラーク宣言を追認する→実質的にタラーク離婚が維持「離婚の法的理由および条件を規定する代わりに、この法律は夫のタラーク宣言に法的要件を課すことで離婚の発生を管理しようとした」

④イスラム法集成(Kompilasi Hukum Islam, KHI)

主な内容:

イスラム婚姻法・相続法・寄進法の指針として「伝統的イスラーム法学の中でも、主にシャーフイー学派の文献から成文化」した規則集[小林, 247]

イスラム指導者ulamaの会議・研究会、各国調査(モロッコ、トルコ、エジプト)を通じて編纂[Basiq, 150]

1991年大統領命令1号が宗教裁判所へのKHI配布・裁判指針化を定める。

KHIでのタラーク宣言の取り扱い

³ また、1977年政令28号により、所有地の寄進に関してもイスラム法を適用すると定められた。[Basiq, 149]

⁴ 小林(239)は、婚姻適齢の設定と出生率抑制政策との関係、また同法が性的役割分業を行う家族像を想定していることを指摘する。

1990年最高裁通達→「タラク離婚は事件両当事者の敵対的な婚姻行為であるから、結果的に判事による法的判断は、命令という形での判決形式・表題でなければならない」[Cammack 1997, 165]
「司法的承認のないタラクは法的拘束力を有しないというKHIにおける示唆は、宗教裁判所法よりも強い」→「タラクとは、婚姻の解消原因を構成する、裁判所成員の面前における夫側の宣言である」と規定[Cammack 1997, 165]

イスラム法における国のヘゲモニー

「法の諸原則は、個人と神の間の私的な問題と見なされてきた。結果として、それは国家の介入できない問題であった。しかし、集成の実施において、法の適用は、もはや個人の手任せに委ねられていない。… 規則の権威はなお宗教に基づいているが、今や国家は宗教的伝統の権威的な解釈者となった。結果として、それはもはやイスラム法ではなく、身近な社会関係を規定するインドネシアイスラム法である。かつては、国家法制定の障害だったが、イスラムは今や国家法制定の手段である。」[Cammack 1997, 166-167]

「KHIの内容を(1)フィクフの複製、(2)役所手続の遂行次第で機能が決まるフィクフ規則、(3)宗教裁判所の司法プロセスで修正・統制されたフィクフ規則の3つに分類し、「司法に関する限り、イスラームはほぼ完全に国家行政の統制に従属している」[Hooker and Lindsey 2003: 46-50]と評価している」[小林, 250]

(4) 改革後

ワンルーフシステム→MUIが反対を表明（宗教省と宗教裁判所の密接な関係、イスラム国家としてのインドネシアの象徴）[Arskal, 216-217]→2004年に最高裁の監督へ移管

宗教裁判所法改正→事項管轄の拡大（喜捨zakatと自発的出捐infaqおよびシャリア経済行為）

弁護士法制定（2003年法律第18号）→シャリア学士にも弁護士資格認定（2条1項）

KHI改訂問題→宗教省・ジェンダー主流化班がKHI対案→省内・イスラム界からの反発

地方分権によるシャリア法の拡大→南スラヴェン州も要求[Arskal, 223-224]⁵

2. アチェにおけるイスラム法裁判所

(1) アチェ州の状況

自由アチェ運動(Gerakan Aceh Merdeka, GAM)による分離独立運動

1976年に設立→国軍が短期間で鎮圧（指導者はスウェーデンに亡命）

1980年代にアチェで活動再開、1990年代にかけて戦闘激化。

2000年にアンリ・デュナン・センターの仲介で休戦協定→戦闘再開

2005年に戦闘停止宣言→フィンランドの仲介で和平合意（ヘルシンキ合意）

2006年にGAMも参加する首長選挙実施

(2) アチェ問題解決におけるイスラム法の取り扱い：中央政府のアプローチ

①1999年アチェ特別管理法（1999年法律44号）

アチェ州におけるシャリア適用に関する抽象的な言及⁶

⁵ 2004年から2009年までに14州でシャリアを根拠とした75の法令が公布されているとする資料もある。（参照http://id.wikipedia.org/wiki/Daftar_peraturan_daerah_di_Indonesia_berlandaskan_hukum_ama）

⁶前文「c. 社会、民族および国家生活において、敬虔で、アダットを強く維持し、ウラマーを尊重するアチェ市民の生活は、教育の発展とともに維持・発展させられる必要がある」

4条「(1) 地方における宗教生活の実行は、市民生活においてイスラムを信仰するものがイスラム法を行うことで実現する。」

②2001年アチェ特別自治法（2001年法律18号）

アチェの高度な自治を認める（ナングロ・アチェ・ダルサラム州に改称）

国家裁判制度の一部としてのシャリア法廷Mahkamah Syari'ah設置（25条1項）→最終審は最高裁（26条2項）

国家法制度におけるイスラム・シャリアの適用（25条2項）

ムスリムに適用（25条3項）

③2003年アチェ州シャリア法廷に関する大統領決定（2003年大統領決定11号）

シャリア適用の段階的实施（前文c）

管轄権の拡大→従来の宗教裁判管轄に加え、礼拝ibadahおよびイスラム表象syiarを含む（3条1項）。

④2005年ヘルシンキ合意（2005年8月15日）

「1.1.2.a アチェは以下をのぞき⁷、民事および司法行政に関するすべての公的事項について権限を行使する」

「1.1.6. アチェのカヌンを、アチェ人民の歴史的伝統と慣習、およびアチェの現代的法的需要を尊重してアチェに復活する。」

⑤2006年アチェ統治法（2006年法律11号）

州の権限としての宗教事項（16条2項）⁸

イスラム法の範囲を規定→礼拝ibadah、家族法ahwal alsyakhshiyah、民法muamalah、刑事法jinayah、裁判qadha'、教育tarbiyah、宣教dakwah、信仰syiar、イスラム擁護（125条2項）＋条例で定める事項（125条3項）

国家裁判制度の一部としてのシャリア法廷（128条1項）

シャリア法廷の管轄権→家族法、民法、刑事法（128条3項）

シャリア上の犯罪捜査→警察・文民捜査官が行う（133条）

ウラマー協議会が議会に対してファトワ（勸告）を出す権限（139条～140条）

(3) 地方政府のシャリア法廷に関する条例Qanun（管轄権と処罰の種類）

①2000年第5号（シャリア法の実施）

シャリア警察（wilayatul hisbah, WH）の設置（20条）

19条1項：刑罰の対象となる条項（3ヶ月以下の禁固または200万ルピア以下の罰金）

条項	内容
4条1項	ムスリムは、日常生活において秩序を以て、かつ完全に、イスラム法のすべてに従い、実践する(mengamalkan/ menjalankan)義務を負う。
4条3項	アチェ特別州に居住し、または滞在する、すべてのインドネシア国民あるいは何人も、イスラム法の実施を尊重する義務を負う。
5条1項	宗教生活の分野におけるアチェの特別性を実現するために、本州に居住する個人または法人は、その生活においてイスラム法の実施を尊重する義務を負う。
8条2項	ムスリムは、礼拝を行うため一定時間すべての活動を延期・中止する義務を負う。
8条4項	イスラム以外の信仰を持つものは、ムスリムの礼拝を行うための静穏および謙遜

5条「(1) 地方は、宗教機関を設置し、または、それぞれの地位に応じた名称で、既存の宗教機関を承認する。」

⁷ 外交、防衛、国家治安、通貨・財政、宗教の自由と公正、除外事項として列挙。

⁸ ムスリムがイスラム法を実践する宗教生活の実行、イスラム教に合致した慣習法による生活の実行、イスラム法に合致した高度かつ地方に配慮した教育、アチェの政策決定におけるウラマーの役割、巡礼の管理。

	kekhusyuan を阻害する活動・行為を行ってはならない。
11 条 3 項	本州に居住する個人または法人は、社会関係における礼儀、礼節および規律の価値を守り、およびしたがう義務を負う。 逐条注釈： 礼儀、礼節および規律の価値を持つ活動には以下のものを含む： a.話し方および会話の仕方、b.服装、c.交友、d.舞台、e.試合、f.舞踊 g.スポーツ 上述の活動は、できる限りイスラム的かつイスラム法に反しないように行う。
15 条 3 項	ムスリム男女は、家庭生活および社会生活において、イスラム教義の定めにしたがった服装をする義務を負う。

②2002年第10号（シャリア法廷）

シャリア法廷の管轄権（49条）

分野	詳細（逐条注釈に記載）
イスラム民事法 ahwal al-syakhshiyah	1989 年法律 7 号(宗教裁判法)第 49 条およびその注釈に定める事項のうち、 waqaf, hibah および sadaqah を除いたもの
イスラム金融法 mu'amalah	<ul style="list-style-type: none"> －売買、債権債務 －投資 qiradh －農産物の分割（小作 Musaqah、muzara'ah、mukhabarah） －代理 wakilah (kuasa)、業務提携 syirkah (perkongsian) －無利子貸借 ariyah (pinjam meminjam)、差押 harju (penyitaan harta)、優先買い受け権 syuf'ah (hak langgeh)、質権 rahnu (gadai) －開墾 ihya'u al-mawat (pembukaan tanah)、鉱業権 ma'adin (tambang)、拾得 luqathah (barang temuan) －銀行、リース ijarah (sewa menyewa)、保険 takaful －労務 －盗品 harta rampasan －waqaf、hibah、sadaqah、hadiah
イスラム刑法	一般犯罪 hubud 不貞 zina、不貞の誣告(qadhaf)、窃盗、強盗、アルコールおよび違法薬物、背信 murtad、謀反 pembontakan (bughat) 同害報復となる罪 qishash/ diat 殺人、障害 シャリア上の罪 ta'zir 賭博、不適切な異性関係 khalwat、礼拝・断食義務の違反 条例によりさらに定める
手続法	カヌンに定めるイスラム法を法源とする、またイスラム法に合致するもの（54条）。経過的には現存の手続法を適用。

④2002年第11号（信仰・礼拝・宗教表象）

※刑罰が規定されているものには網掛け

分野	内容	条文
信仰	ムスリムの信仰を指導・育成し、異端的教理・教派かの影響を監	4 条 1 項

	視する政府の義務	
	子供・成員に信仰を与える家族・両親の義務	4条2項
	異端的教理・教派から信仰を守る個人の義務	5条1項
	異端的教理・教派の宣教の禁止（2年以下の懲役・12回以下の杖刑） 異端の意味はMPUのファトワにより定める(6条)	5条2項
	信仰離脱およびイスラム侮辱の禁止（条例で刑罰を定める）	5条3項
礼拝奨励	礼拝のための設備・環境を整える政府・社会組織の義務	7条1項
	子供・成員に礼拝をさせる家族・両親の義務	7条2項
義務的礼拝	義務免除理由のないムスリムが礼拝を行う義務（3回以上金曜礼拝を行わない場合、3回以下の杖刑）	8条1項
	金曜礼拝を妨害する活動を停止する個人、政府、事業所および社会組織の義務	8条2項
礼拝所・礼拝への便宜	集団礼拝設備を整える政府機関、教育機関、事業所の義務（事業許可取消）	9条1項
	集団礼拝・宗教活動により礼拝所を活性化させる村長の義務	9条2項
	公共交通機関事業者が、乗客の義務的礼拝を行うための機械と設備を整える義務。（事業許可取消）	9条3項
断食	個人または事業所が義務免除理由のないムスリムがラマダン月に断食をしないような便宜・機会を供することの禁止（1年以下の懲役、6回以下の杖刑、事業許可取消）	10条1項
	義務免除理由のないムスリムのラマダン月の日中における公共の場所での飲食の禁止（4ヶ月以下の懲役、2回以下の杖刑）	10条2項
	ラマダン月中の自発的集団礼拝 tarawih および善行の推奨	10条3項
	自発的集団礼拝を阻害する活動の禁止	10条4項
非イスラム教徒の義務	NAD州にいるすべてのものは礼拝活動を尊重する義務を負う。	11条
政府とイスラム信仰	イスラム祝日の記念行事、アルファベットにアラビア文字表記のインドネシア語を併記する、政府・民間機関でイスラム歴と西暦を用いる、公文書には必ず西暦・イスラム歴を併記する。	12条
服装	ムスリムがイスラム的服装をする義務（シャリア警察による警告および指導）	13条1項
	政府機関、教育機関、事業所、社会組織の長は、その機関においてイスラム的服装を勧める義務	13条2項

④シャリア警察⁹および捜査官

2002年カヌン11号で権限が詳細に規定

設置：州・県市（14条1項）＋村、行政村、郡、そのほかの地域（選択的。14条2項）

⁹ 実際にはWHは警告・勧告の範囲を超えて、シャリア事務所への拘禁なども行っている。WHの権限違反について、たとえばFadlullah（2008, 77）は「International Crisis Groupは、『適当に採用され、規律に乏しく、ろくに監督されていない、法的権力よりも道徳的感情によって特徴付けられる勢力』と述べている。彼らは、自身の役割について適切に理解しておらず、いかなる警察権力も有さず、逮捕を行うこともできないという事実にもかかわらず、『勧告』のために人びとを事務所にしばしば連行している」とする。

目的：信仰・礼拝・信仰実践に関する条例実行の監視（14条1項）

権限：条例違反行為を見つけた場合、違反者に対して注意・説得menasehatiする（14条3項）。注意・勧告に従わない場合、違反者を捜査官へ引き渡す（14条4項）。

捜査官の権限→WHからの初動捜査、押収、指紋採取・写真撮影、聴取のための呼び出し、専門家依頼、嫌疑不十分の場合の捜査中止、そのほかの法に基づく措置（15条3項）

(3) 中央政府とアチェ州の相違

① 中央政府の「宗教アプローチ」

「社会不安」「武装分離運動」に対処するため、アチェにおけるシャリアの適用を認める [Ichwan, 194]

GAM→「活動基盤またはイデオロギー的動機として宗教に依存しておらず、…宗教省が定め実行した収容アプローチの利用は、インドネシア国益のために安全を保障する手段として意図されていたことは明らか」 [Ichwan, 194]¹⁰

「中央政府は、シャリア法廷を、インドネシア国家法制度の一部であり、既存の宗教裁判所の修正版と考えていた」 [Ichwan, 197]

② アチェ州の「包括的シャリア」

「彼らにとっては、単なる用語上の変更ではなく、重要な新しい権限の追加を含むものであった」 [Ichwan, 201]

→2000年条例5号の段階ですべての生活面に関する個人のシャリア遵守の義務を定める。

保守的シャリア解釈（スンニー派正統）が支配的→非正統の進歩的イスラム思想も排除

11

③ 包括的シャリアの進展

Priceのモデル [Ichwan, 211]

1	2	3	4	5
婚姻・離婚などの個人の身分	銀行・商業などの経済事項	宗教実践の規則化（衣服、酒類、反イスラム的行為）	イスラム刑法および刑罰	統治の指針としてのイスラムの利用

インドネシア→2（一部地域で3）

アチェ→3まで（部分的に4）¹²

4については軽い刑罰にとどまる→国家法との抵触、イスラムへの悪印象、人権

最終審としての最高裁の存在→改正司法権基本法（2004年法律4号）¹³

④ アチェ内部からの批判

シャリアの政治的な利用¹⁴

¹⁰ Fadlullah (2008, 77) も「ワヒド大統領が争乱中のアチェに対して、シャリア法を提案すると、多くのものは政治的策謀を疑い、またGAMの指導者たちは、政府がGAMに原理主義者のレッテルを貼ろうとしているとその動きを描写した」とする。

¹¹ 「シャリア実施に関わるアチェ内の機関は、スンニー派正統の現代的規範的概念に沿って、シャリア解釈を進めた。シャリア規則に直接責任を負う政府事務所であるシャリア事務所は、MPUに代表される宗教指導者と密接に連携して業務を行った」 [Ichwan, 205]

¹² 2005年から11年のイスラム刑事事件のうち72%が賭博。2010年の全事件数5511に対して、刑事事件は136件。[http://theglobejournal.com/hukum/mahkamah-syarayah-aceh-tangani-5676-perkara--pada-tahun-2011/index.php]

¹³ 第15条2項「NAD州・イスラムシャリア裁判所は、宗教裁判の管轄に関する場合、宗教裁判系列の特別裁判所とし、通常裁判の管轄に関する場合、通常裁判系列の特別裁判所とする。」

政治的主権、人権、天然資源管理の問題のすり替え¹⁵

偏狭で法至上主義legalisticなシャリア理解→穏健派・世俗派からの反発[Fadlullah, 78]

参考文献

Cammack, Mark, "Indonesia's 1989 Religious Judicature Act: Islamization of Indonesia or Indesianization of Islam?", *Indonesia* no.63 (1997), pp.143-168.

Basiq Djalil, *Peradilan Agama di Indonesia*, Kencana, 2006.

Ichwan Moch. Nur, "The Politics of Shari'atization: Central Governmental and Regional Discourses of Shari'a Implementation in Aceh" in R. Michael Feener and Mark E. Cammack eds., *Islamic Law in Contemporary Indonesia: Ideas and Institutions*, Harvard University Press, 2007, pp.193-215.

Arskal Salim, "Epilogue: Shari'a in Indonesia's Current Transition: An Update" in Arskal Salim and Azyumardi Azra eds., *Shari'a and Politics in Modern Indonesia*, ISEAS, 2003, 212-232.

Arskal Salim and Azyumardi Azra, "Introduction: The state and shari'a in the perspective of Indonesian legal politics" in in Arskal Salim and Azyumardi Azra eds., *Shari'a and Politics in Modern Indonesia*, ISEAS, 2003, 1-16.

小林寧子『インドネシア：展開するイスラーム』名古屋大学出版会、2008年。

Lindsey, Tim and Hooker, M.B., "Shari'a Revival in Aceh" in in R. Michael Feener and Mark E. Cammack eds., *Islamic Law in Contemporary Indonesia: Ideas and Institutions*, Harvard University Press, 2007, pp.216-254.

Fadlullah Wilmot, "Shari'ah in Aceh: Panacea or blight?", *Accord* no.20, pp.76-79.

¹⁴ Arskal (226)は、シャリアの適用がインドネシアの行っている暴力を覆い隠そうとする帰途であるという意見を紹介し、また、シャリアが政治エリートの政治的資源commodityになっていると指摘する。

¹⁵ 「アチェ人の多くは、シャリアが武力紛争による不満と直接関係あるものとは考えていない。…新しい法制度により、限られているとは言え幅広いシャリアの実施を認めることは、地方自治をアチェ人にとってより口当たりのよいものにし、完全独立の要求を交わすためのジャカルタの政治的道具として見なされうる」[Lindsey & Hooker, 222]